

# 超監視社会にNO! デジタル監視法案の撤回と プライバシー権の確立を求める 緊急署名

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

## 【請願趣旨】

菅政権は、「デジタル改革関連6法案」を現国会に上程し、十分な審議を尽くすことなく5月連休前の成立を狙っている。しかし、この法案の「基本法案」理念には「個人情報保護」の言葉さえない。行政効率化とデータ利活用が優先事項とされ、個人の権利保護は欠落している。

憲法が保障する基本的人権であるプライバシー権は、民主主義社会における個人の尊重と表現の自由にとって不可欠な権利であり、これを侵害することは許されない。

法案は、第三者が「公益性」を名目に本人に無断で個人情報を利用できるとする「データ共同利用権」という考え方を基礎としている。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を1本の法律に統合し、かつ地方自治体の個人情報保護条例の外部とのオンライン結合禁止条項などの個人情報保護規定をなくすものとなっている。

強力な権限と予算を掌握するデジタル庁を発足し、国と自治体の情報システムの標準・統一化により、膨大な個人情報を国家が一元管理する。自治体は国の「端末」へと変質し、企業は無断で情報を利用することが可能となる。

また菅政権は、新型コロナウイルス感染症の拡大を逆に、「マイナンバーカード」の際限なき利用拡大を推し進めている。医療・教育・雇用・消費など個人情報と結び付け、ひとり一人の行動を政府が管理・監視できるシステムを作ろうとしている。まさに市民のプライバシー権を政府に売り渡し、国家や企業が市民を監視・追跡する社会がつくられようとしている。

デジタル化の進展に伴い必要なことは、EU一般データ保護規則（GDPR）のように、データ主体である個人の権利を基本的な権利として位置づけ、アクセス権・訂正の権利・消去の権利等データ主体の権利を定めることだ。

「デジタル改革関連6法案」は、「デジタル監視法」であり百害あって一利なしである。以下要請する。

## 【請願項目】

1. 市民監視の「デジタル改革関連6法案」を撤回し、廃案とすること。
2. 国の個人情報保護法制に、自己情報のコントロール権など憲法13条に基づく個人データ保護の権利を保障する仕組みをつくること。

お名前	ご住所

●呼びかけ団体: 平和と民主主義をめざす全国交歓会 (ZENKO)

<http://www.zenko-peace.com/>

〒120-0024 東京都足立区千住関屋町8-8 パラマウント2F TEL: 090-5304-5637

〒536-0016 大阪市城東区蒲生1丁目6-21 LAGセンター内 TEL: 090-8162-3004

【取扱い団体】 (

)